

令和3年第2回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和3年5月14日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

- 議長（川野敏夫君） おはようございます。
ただいまから、令和3年歌志内市議会第2回臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は議長において、1番能登直樹さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
会期は、本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

- 議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。
事務局長から報告をいたします。
中嶋議会事務局長。
○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。
この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、報告4件であります。
次に、議長の報告でございますが、令和3年第1回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので御了承願います。
また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

議案説明をさせていただきたいと思っております。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の施行に伴い、歌志内市税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

次ページの本文にまいります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のとおり改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の6ページを御覧願います。

歌志内市税条例等の一部改正に関する資料ですが、このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日までに施行が必要な部分について、専決処分により改正をしたものでございます。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書。

第53条の8は、特別徴収税額。

第53条の9は、退職所得申告書の規定でございます。

各申告書に係る条文及び電子申告のための規定の整備でございます。

第81条の4は、環境性能割の税率の規定でございます。軽自動車税の環境性能割に係る読替規定を対象に追加したことによる規定の整備でございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございます。資料は6ページから7ページにわたります。

地方税法の改正に伴う引用条文の整理でございます。

附則第11条は、土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義。

附則第11条の2は、令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例。

資料の8ページにまいりまして、附則第12条及び附則第12条の3は、宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例。

附則第13条は、農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定でございます。

各条とも宅地や農地等、土地に対する固定資産税に係る特例規定について、引用条文の整理や特例期間を延長するための規定の整備でございます。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例の規定でございます。特別土地保有税に係る特例規定を延長するための規定の整備でございます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税。

資料の9ページにまいりまして、附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でございます。軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9月延長すること及び読替規定の追加に伴う規定の整備でございます。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定でございます。軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例期間を2年間延長すること及び関連する条項を含めた規定の整備でございます。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定でございます。東日本大震災に係る固定資産税の特例の延長に伴う規定の整備でございます。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定でございます。新型コロナウイルス感染症に罹患された納税義務者について、住宅借入金等特別税額控除の対象を拡充及び延長するための規定の整備でございます。

次に、歌志内市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第8号）の一部改正。

第2条関係でございます。

資料は9ページから10ページにわたります。

第2条の改正は、法人の市民税に係る規定について、引用条文の整備及び関係条文を整備する改正規定の追加など、所要の整備をするものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1条は、施行期日でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2条から第4条は、市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置で、いずれも適用区分に関する規定でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第4号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、歌志内市減債基金条例第2条の規定に基づき、減債基金の積み立てを増額する事にしました。

このため、予算補正を要することとなりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

次ページをお開き願います。

令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,495万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億776万3,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、24節積立金5,000万円の増額補正は、特別交付税の増額補正分と決算見込みを勘案し、減債基金に積み立てるものであります。これに伴い、減債基金の令和2年度末の現在高見込額は、4億560円となります。

次に、15款1項1目とも予備費2,504万4,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

10款1項1目とも地方交付税2,495万6,000円の増額補正は、特別交付税の増で前年度に比べ1,376万8,000円、2.1%増の6億5,495万6,000円の交付決定があったことから、当初予算6億3,000万円に追加するものであります。

以上で、報告第5号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第5号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国の緊急支援策を活用し、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金について、国からの迅速な支給要請を踏まえ、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め

られたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

次ページをお開き願います。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億152万8,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、子育て生活支援特別給付金給付事業として、全国一律に行う事業で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯に対する生活支援特別給付金を昨年度の8月、12月に続き支給するものであります。

なお、今回予算措置いたしました事業の概要につきましては、臨時会資料の11ページに掲載しておりますので、併せて御覧願います。

3款民生費、4項児童福祉費、1目児童福祉総務費、3節職員手当等9万4,000円から11節役務費1万7,000円までの増額補正は、職員の時間外手当、消耗品などの需用費、郵便料や口座振替手数料の役務費など、特別給付金の給付に要する事務経費であります。

18節負担金補助及び交付金140万円の増額補正は、ひとり親世帯特別給付金として対象の世帯に対し児童1人当たり一律5万円を支給するもので、28名分を計上したものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金、4節子育て生活支援特別給付金給付事業費補助金152万8,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置しました、子育て生活支援特別給付金給付事業に係る事業費及び事務費補助金であります。

以上で、報告第6号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 確認のためにちょっと聞いておきたいと思います。

資料の11ページに、給付日5月10日というふうになっていて、児童扶養手当支給時に一緒に多分支給しますということだと思っておりますけれども、これ5月10日に全世界帯、この対象の分は140万円分、これ全部支給されたのかどうなのか確認しておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 5月10日、児童扶養手当の支給日、ここで同時に支給された

世帯につきましては、13世帯の人員で18名分、合計支給額で一律5万円なのですが、90万円分の支給となっています。

それでほかの部分ですが、同じく低所得者に対する部分なのですが、公的年金支給者分、この方たちが5名分予算措置しており、ほかには家計が急変した方に対する支給ということの部分もございまして、その方たちの分はまだ10日には支給にはなっていない状況です。申請を受けて、この後定例の支出の支給、月の中と月の末があるので、その段階で取りまとめが行われた部分を随時支給していくことになります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第6号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 報告第7号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

報告第7号専決処分の報告について御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の理由は、令和3年2月5日の歌志内市役所敷地内における庁舎屋根からの落雪による車両物件損害について、事故の原因が本市にあることから、当該車両の修理費及び代車費用の全額を市が支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の「市長専決処分事項の指定」により専決処分したものであります。

次ページにまいります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1、損害賠償専決処分書。

次ページにまいります。

損害賠償専決処分書。

1、損害賠償額。

34万2,485円。

損害賠償の内訳、修理費25万4,485円、代車費用、8万8,000円。

2、事故発生日時及び場所。

令和3年2月5日金曜日、午後零時頃。歌志内市字本町5番地、歌志内市役所敷地内。

3、損害賠償の相手方。

歌志内市字文珠229番5。所有者、平塚奈々。

4、損害車両名。

ダイハツタントカスタム。札幌581ふ1961。

5、事故の発生状況及び原因。

上記日時、場所において、駐車していた所有者の車両に庁舎屋根からの雪庇が落下し、車両の天井部を損傷させたものです。

なお、雪庇の除去作業は行っていたものの、連日の豪雪により作業が追いつかず、落下したものでございます。

6、損害賠償について。

市の敷地内における落雪による損害であり、事故発生場所付近では注意を促す表示はあったものの、降雪により見えなくなっていたことから、本市の加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の規定により、修理費及び代車費用を全額支払うこととし、令和3年3月26日に示談を締結したものでございます。

次ページの示談書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、損害賠償額34万2,485円につきましては、市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険から直接自動車修理会社等へ支払い済みでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） まず、2点ほど質疑させていただきます。

市役所の庁舎屋根の雪庇による、とのことでございますけれども、場所は実際にはどの辺なのか、これが1点。

2点目、車両の天井部ということなのですが、以前にも確か管理施設よりの雪庇の落下による事故が発生していると聞き及んでおります。これが頭部を含め身体の一部に落下したことを考えますと、単なる事故では済まないことになるかもしれません。また、重大な人身事故に発展した場合、この行政の大きな禍根を残すことになるやもしれないと思うところであります。

そこで、これらのことを考え、雪庇よりの事故を今後考えて事故防止対策を講じるべきではないかと考えますが、いかがなお考えをお持ちなのかお伺いしておきたいと思うのですが。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 1点目の質問、雪庇が落下した場所というところでございますが、市役所の庁舎正面に向かって左側、川沿いのところの雪庇が落下したというところでございます。

2点目の質問、今後の事故防止対策ということでございますが、とりあえず今回2月に事故が発生いたしました以降につきましては、道路の庁舎前をきちんと除雪、排雪をしていたのですけれども、そこを根本的に車が入ることができないように少し雪を盛り上げて、人が近づく

ことができないように今回は対策をとったところでございまして、本当にこれから夏、秋、冬に向かいます、何かできることがないかということで今検討している最中でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 以前にも確か管理施設である空戸住宅等でも何か似たようなケースがあったと思うのです。それで、やはり私が2件目の質疑した中で、やっぱり人身という大きな重大な事故に遭遇した場合、市の大きな禍根を残すことになると思うのです。ですから、やはり今年は降雪の関係も非常に多かったということもありますけれども、やはり自然態のもので、年々どのような状況になるか分からないと思うのです。それで市民の方々、来庁の方がそれらの落下による事故となれば、総点検して危ないなど、そして見たところ雪庇で事故があったところは当然パトロールはしているということは認識しておりますけれども、問題は人身事故が今までないからまだこれで終わっているのですが、これ人身事故で落下の角度、差、何だったら氷までついていると、場合によっては頭の陥没だとか、そういうこと非常に考えられる事案だと思うのです。だから、これは重大な事故として、3年度の冬に対応するようなことを考えるべきではないかと私は思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 庁舎含め、市で管理する施設全般について、これらの人身事故、重大な事故が発生しないようにこれから雪が降るまでの間、庁舎内部で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 私はやっぱりある面では空戸が多くなってきているから、まして空戸のところは通れない部分もあります。問題は状況がどう変わるか分からない自然態のものだから、先ほども言った。だから、そういうために対応対策、俗にもう一歩進めばいつきの工事を考えるべきではないのかなというふうに考えて、ちょっとお話しているつもりなのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 谷議員おっしゃるとおり、市営住宅も含めてそういう対策を講じていかなければならないかなと思っております。

今回の市の庁舎の真正面でございますけれども、今、総務課長から申し上げたとおりでございますけれども、壁まできれいに除雪をやったことによって、車も少し前に行ってしまうと。雪庇落としは職員をかばう答弁ではないですけれども、常日頃から雪庇ができないように屋上に上がってやっておりました。何度もやっておりまして、気をつけるように私も言いましたけれども、そんな中で一日に30センチ、40センチ降って、そしてちょっと気温が上がると非常に重い、重量が増えて、それがたまたま風とともに斜めに落下したということでございますので、前にバリゲードを張るとかいろいろな形で近寄らない形を講ずるとか、場合によっては雪庇ができない、議員言うように工事をかけて斜めにそういうフィルターみたいなものをつけるとか、そういうことも検討していきたいなと思っておりますので、御理解お願いいただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第7号は、報告済みといたします。

議案第22号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第22号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第22号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料1ページを御覧願います。

第24条は、個人の市民税の非課税の範囲。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書。

附則第5条は、個人市民税の所得割の非課税の範囲等の規定でございます。均等割及び所得割の非課税限度額等に係る扶養親族の取扱いの見直しに伴う規定の整備をするもので、地方税法施行令第47条の3、同法第317条の3の3、同法附則第3条の3に基づき、令和6年1月1日から適用するものでございます。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定でございます。国税の所得税と同様、市民税にも所得控除の一つとして医療費控除がありますが、その特例として医療費から転用された一般の薬局で購入可能な医薬品の購入費も控除対象とできる制度を令和9年度まで延長するため規定を整備するもので、地方税法附則第4条の4に基づき、令和4年1月1日から適用するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例に定める割合の規定でございます。地方税法の改正に伴い、引用条文を整理し新たに規定を追加するもので、特定都市河川浸水被害対策法に規定する認定計画に基づき、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日から令和6年3月31日までに取得した特定の雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準に条例で定める割合3分の1を乗じて得た額とする規定の整備をし、地方税法附則第15条及び第64条に基づき適用するものでございます。

以上で資料による説明を終わります、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1条は施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2条は、市民税に関する経過措置で、適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第22号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第23号歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第23号歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布に伴い、保険料の延滞金を算出する際に用いる割合の名称を変更するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、臨時会資料2ページを御覧願います。

附則第3条は、延滞金の割合の特例の規定でございます。

地方税法の一部改正に伴い、延滞金を算出する際に用いる割合の名称を延滞金特例基準割合に改めるほか、延滞金の割合がゼロパーセントになることがないように新たに規定を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則第2項は、経過措置でございますので説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第24号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第24号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）等の公布に伴い、国民健康保険税の減額に係る基礎控除額相当分の基準額を引き上げるなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料3ページを御覧願います。

第2条は、課税額の規定でございますが、現行の算定方式になるよう所要の条文整備を行うものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。

個人所得課税の見直しに伴い、軽減判定所得基準の見直しを行うものです。7割、5割、2割、それぞれの軽減について33万円を43万円とし、さらに給与所得者等がいる場合は43万円に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加算し、判定するものでございます。

例えば、2人世帯で2人とも給与所得者の場合、5割軽減は現行では所得が90万円以下の世帯が対象でありましたが、改正後は20万円引き上げられ、110万円までの所得の世帯が対象となります。

なお、個人所得課税の見直しとは、次にご説明する附則第2項も同様ですが、所得税法の改正に伴い令和2年分の給与及び公的年金等の所得から10万円引き上げられたことにより、低所得者への保険税の軽減措置に影響がないようにするものでございます。

資料の4ページにまいります。

附則第2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険の課税の特例の規定でございます。第25条の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則第2項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第25号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第25号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願申し上げます。

議案第25号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,730万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,883万6,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第25号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、全て新型コロナウイルス感染症によって生じている諸課題に対応するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、緊急に対応が必要な事業を実施するものであります。

なお、今回予算措置いたします各事業の概要につきましては、臨時会資料の5ページに掲載しておりますので、併せて御覧願いたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、2目企画費、18節負担金補助及び交付金360万円の増額補正は、感染防止対策として町内会活動支援事業を実施するもので、新しい生活様式を踏まえた感染予防対策の実施に必要な衛生用品や備品等必要な経費を支援するため、町内会・自治会に対し一律20万円を交付するものであります。

7款1項とも商工費、1目商工業振興費3,259万9,000円の増額補正は、地域経済対策として地域商品券発行事業を実施するもので、全市民に対し1万円分の商品券を発行するものであります。

内訳といたしましては、11節役務費85万5,000円の増額補正は商品券発送のための郵便料で、18節負担金補助及び交付金3,174万4,000円は商品券発行に係る補助金であります。

実施の目的や手順などは昨年の事業と同様であります。新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する個人消費を喚起し、消費者の生活支援と市内事業所等の売り上げ向上を図るため、商工会議所に市民1人当たり1万円分の商品券を発行するための補助金を交付するもので、商品券の発送は市で行い、換金等は商工会議所で行うこととしております。

4目観光費、18節負担金補助及び交付金1,050万円の増額補正は、地域経済対策としてうたしないに泊まって割事業を実施するもので、市内の宿泊施設に泊まれた方に対し、市内外を問わず宿泊料の50%、1人1泊3,000円を上限に割引を行うものであります。

本制度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける宿泊事業者への影響を最小限に食い止めるとともに、アフターコロナを見越し、交流人口の増並びに事業者の売上げ減の抑制を目的としておりますが、このたびの北海道におけるまん延防止等重点措置を鑑み、当面は交付要綱に基づき支援金の対象外となることが予想されます。

なお、対象となる事業所は3施設で、延べ3,500泊分を見込むものであります。

10款教育費、1項教育総務費、3目奨学費、18節負担金補助及び交付金960万円の増額補正は、子育て支援として大学生等応援給付金事業を実施するもので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本市出身の大学生、専門学校生等を支援するため、1人一律20万円を交付するものであります。

3項義務教育学校費、2目教育振興費100万9,000円の増額補正は、感染防止対策として家庭学習インターネット環境整備事業を実施するもので、インターネット通信環境のない児童生徒の家庭へ通信機器を無償貸与し、通信費を市が負担するものであります。

内訳は11節役務費87万2,000円は対象20世帯の通信費、17節備品購入費13万7,000円は貸与するための通信用機器購入費用であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、4節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,730万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染拡大の

防止と併せ、雇用と事業の維持継続を図るとともに、デジタル化を初めとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現することを目的として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう国から補助金が交付されるものであります。

以上で、議案第25号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 6ページの町内会活動支援事業360万円について質問いたします。

感染症予防対策交付金を各町内会にそれぞれ20万円交付する予算案ですが、各町内会では感染対策としてどのようなものを購入して良いか判断に迷うと考えます。また、各町内会での感染症予防対策交付金の使途に差が出ることも考えられますので、衛生用品、ウイルス除去備品等の購入事例を示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 本交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて町内会活動の自粛が余儀なくされている状況から、新しい生活様式を踏まえた感染予防対策の実施に必要な衛生用品や備品等の整備を支援するものでございます。整備内容の事例等につきましては、それらをお示ししながら各町内会・自治会への御案内をしております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今、最後の語尾がちょっと、しておりますではなくて、これからそれに対応するというので、この補正予算が決まってから町内会に情報提供すると思いますので、その辺ちょっと。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今回の補正予算が可決した後に各町内会のほうに御案内をすることとしております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから、3点につきまして質疑させていただきます。

正直議会運営委員会の説明とちょっと変わっているということで、それを基に質疑させていただかなければならないのかなという思いでもございます。

まず初めに、うたしないに泊まって割、この事業につきましてお伺いをいたします。

この事業の目的ということで確認したいと思っていたのですが、何かしら対象外あるいはその期間が変わるというような内容のお話がありました。そのことにつきまして、少し詳しく答弁をいただきたいと思っております。

二つ目の質疑であります。対象3施設、そこにつきましてその内容を答弁いただきたいのですが、昨年と同じような内容のことを実施しています。そのときの3施設でのお客様の宿泊目的、これは何だったのか、どういったものが宿泊目的でこの歌志内に来られて利用したのかということにつきましてお伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症との関係ということで質疑させていただきますが、正直猛威をふるっているというのは事実の状態でございます。新型コロナウイルス感染症のためのワクチン接

種の計画、これ歌志内でも進んでおりますし、その予防接種も始まっているところでございます。それについてワクチンの状況、そして終了、それがいつ頃になるのかということも踏まえながらこの内容を確認していかなければならないと思いますので、事業を確認していかなければならないと思いますので、まずそれを知りたいと思います。3点答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 私のほうから御答弁申し上げます。

このたびの日本一小さな市うたしないに泊まって割事業についての趣旨ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、低迷する市内の宿泊事業者の支援、また交流人口ということで、市内経済の活性化というのが目的になっております。本市における宿泊に伴う観光施設に対しまして、予算の範囲内で宿泊代金から割引額を支援金として支給するというものが目的でございます。

次に、3施設の昨年の状況ということかと思えます。令和2年度に実施したこのうたしないに泊まって割の実績につきましては、宿泊対象期間が令和2年9月1日から令和3年2月28日までの6か月間で、3観光施設の合計では宿泊人数が2,435泊でございました。補助金額が合計で632万6,255円となっております。

また、宿泊の旅行の目的ということでございますが、旅行の目的につきましては各宿泊者のプライバシー等の観点から、全ての方の目的というのは把握しておりませんが、建設関係者などの宿泊は長期間になる場合が多くあります。全体的の約4割程度が仕事による滞在というふうに考えております。そのほかの6割程度が観光やレジャーということで見られております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 3点目のコロナウイルスのワクチン接種の関係、接種の計画について若干説明させていただきたいというふうに思います。

いま現在実施しているといいますか、高齢者につきましては今月24日から施設入所者を先行して実施していくという計画で進んでおります。

4月23日に65歳以上の方たちに接種券について配付させていただきまして、4月28日以降で接種の予約を受け付けているという最中でございます。予定では、対象者の8割程度の方たちが接種を終える時期といたしましては、9月末日を目途に予定が組まされているというのが今の現状でございます。

しかしながら、国のほうで今言われている部分、7月末までに何とか接種を終えたいというような意向がありまして、その辺での問い合わせをいただいているというのも事実でございまして、何とかその辺7月末までに実施できる方法という部分を検討中でございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 下山議員、ワクチン接種と泊まって割の関連をつけて質疑をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほどの事業の目的ということで、支援、まず歌志内市の事業所に支援をするのだと、交流人口そして活性化を図るのだという答弁をいただきました。

そして1,050万円という金額が計上されているのですが、この1,050万円という金額の根拠となるものは何なのか、これにつきまして答弁をいただければと思います。

次に3施設についてさらにですが、泊まって割をすることによって、事業を実施したときとしなかったときと施設に入る収入金額、その違いの額について答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほど言われましたうたしないに泊まって割と言いながらも、このコロナの状況であります。その関係で、コロナウイルス感染症に対する内容のことは今はもう絶対に外せない、この言葉が出ればもうすぐに何をやるに当たっても今の時代はコロナが関係しているんだなという質問だと私は常に思って質問しているのですが、その状態で今行われる内容がコロナウイルス感染症の時期に行うのかということ、やはりどうしても疑問がございます。そのことについて答弁をいただきたいと思います。3点お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 私のほうから御答弁申し上げます。

まず、昨年行われました3施設の金額が幾ら増加するのかという部分でございますが、実績につきまして先ほど合計金額として御説明させていただきましたが、632万6,255円が補助金として支払われております。

これについては市のほうから約半額、2分の1、上限3,000円ということで支払わさせていただきました。ただ、昨年の宿泊の状況からしますとキャンセルが非常に多く、宿泊の方々当初予定していた、例えば合宿ですとかそういうのにも来られなくなっているという部分でいきますので、これがあつたからまたはなかつたからという部分ではございませんが、いずれにしても宿泊事業の部分では大変疲弊しているという部分でありますので、これを一つの突破口として少しでも宿泊事業者を支援したいという趣旨でございます。

ちなみに本年度4月、5月、6月の宿泊の稼働率でいきますと、4月におきましては月の稼働率というのは9.2%しかございません。5月においては6.3%、6月、これから予約もあるかと思いますが、今のところは4.3%と非常に宿泊事業者としては逼迫している状況でございます。

この状況からしまして、先ほど下山議員が申し上げていましたこの時期に実施するのかという部分でございますが、現在東京都など6都府県において緊急事態宣言、また北海道の8道府県にまん延防止等重点措置が出されております。これらの措置期間につきましては今のところ5月31日までとなっておりますけれども、さらなる延長も懸念されている状況でございます。

このたびのうたしない泊まって割は、国または北海道が外出や往来の自粛要請を行った場合及び外出の抑制の注意喚起を行った場合における当該地域、また及び期間の宿泊については対象外ということにしております。当事業の実施期間につきましては、本年6月1日から翌年1月31日までの8か月間としておりますが、御質問のように現在の状況が続いた場合につきましては、あるいはさらに増加する懸念がある場合につきましては、対象期間内におきまして事業を一時中止する措置も含めておりますので、実施期間を見直すということではなく、実施期間内において国または北海道、それらの発令状況を慎重に見極めながら対応するというようにしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 3回目の質疑になろうかと思っております。

次に、令和2年の実績報告ということで確認しようと思っていたのですが、今の中の答弁で2,435名ということが分かりましたので、これは結構でございます。

次の3施設についてということでございますが、この3施設についてはこういったことを今、歌志内市でやっていますよということ、令和2年のとき、そしてこれからのこの事業について何らかのPRみたいのはするの、それにつきまして答弁をいただければと思います。ただ、PRではなくて、来た方々に対して何かそういう特段のことがあるのであれば答弁いただきたいと思います。

そして最後の質疑になります。

今、このコロナウイルス感染症という大きな問題が歌志内市にも、日本全国どこにでものかかっているところでございます。これによって仕事ができない、そして仕事に通うことすらできないという状況が続いているのも事実であります。しかしながら、経済を回して生活をしていかなければならない、この二つのことが一人の人間に、一つの人生にのしかかってきているというのもあります。

歌志内市でこれをやらなければならない状況がということは、今の答弁で分かります。ただ、我々も含めて職員の方々も歌志内市で一番の念頭というのは、人の市民の命を守っていかなければならないということが私あるのではなかろうかと思えます。その命を守っていかなければならない中では、生活するための仕事を支えるのもこれは事実だと思います。そういったことも含めながら形づくりをしていかなければならない、これは最終的に市長の答弁をお願いしていただければと思います。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 泊まって割のPRについてでございますが、昨年も感染状況が大変でしたので、そんな大きなPRというのはしていなかったと思えます。ただ、泊まって割というのは仕組みとしましては、お泊まりになられたお客様に今お支払いの段階で3,000円というかそういう割引しておりますというお話をさせていただきます。お泊まりになっていただいたお客様は上限3,000円で半額割引になるということで、それを例えばレストランで使っていただくとかお土産に使っていただくというのがPR効果というふうに考えておりますので、今後においてもその辺については事業者ともお話ししながら取り組む必要があるのかなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） コロナ禍にある状況でございますが、やはり市民の安全・安心が第一番でございます。

一方、経済という部分に関してもできる限りのことを地域において、そういった対応をしていかなければならないということでございまして、このたびこのような補正の中で皆さんに対応していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ちょっと何点か聞きたいと思えます。

商工費の商工業振興費、1万円を全世帯に配りますということで、商品券を配りますということなのですが、前回5,000円、2万円という形で配っていただいたのですが、これ支給はいつぐらいのめどを考えているのか、今回この議案が採決され可決された後に手続に入るとは思うのですが、それいつ頃に考えているのか聞いておきたいと思えます。

また、前回同様換金のほうは商工会議所のほうでということなのですが、前回2万円

の換金を受けているものですが、事業者のほうはより早く商品券の現金化と換金ということも考えられることから、特に決められた曜日というのは別に商工会議所のほうで訪れることによって商工会議所のほうで資金繰りの関係もありますけれども、状況に応じて随時換金を行うということにしております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐渡教育次長。

○教育次長（佐渡憲博君） 大学生の給付金であります。去年は36名の学生並びに保護者に支給してございます。これは100%かどうかという話になりますと、義務教育の過程の学校ではありませんので、大学生が何人いるかというのは100%押さえることはちょっと不可能な部分もございます。でありますので、なるべく広く周知、皆さんに伝わるような周知方法を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和3年歌志内市議会第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時25分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 女 鹿 聡